

「公社収穫事業に係る専門班設置を行う事業者」の公募要領

公社分収林収穫事業に係る専門班の設置を行う事業者を公募します。

令和2年9月3日

公益社団法人 島根県林業公社
理事長 松尾 秀孝

第1 公社収穫事業に係る専門班設置制度について

1 制度の目的

公益社団法人島根県林業公社（以下「公社」という。）が実施する収穫事業の着実な推進を図るためには、小面積皆伐作業を習熟し、専ら公社収穫事業を行う作業班を育成する必要があります。

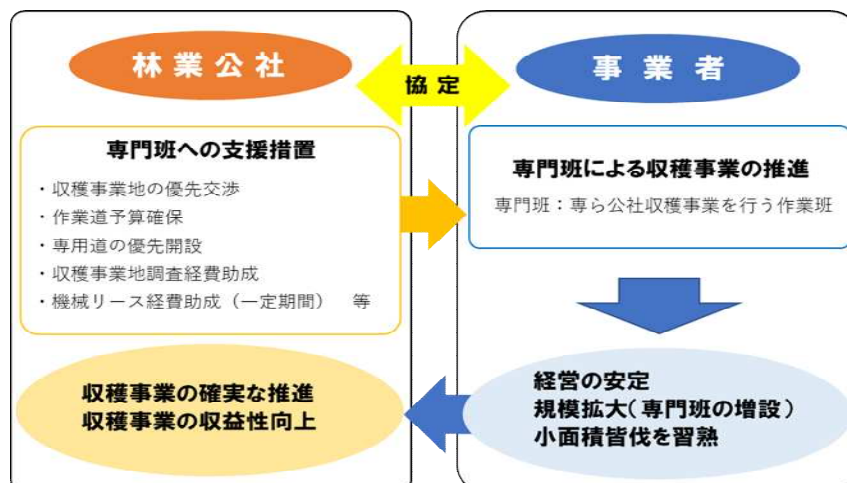
このため、公社では、新たに「公社分収林収穫事業に係る専門班設置制度」を創設し、「公社収穫事業に係る専門班設置に関する協定」（以下「協定書」という。）を公社と締結した事業者（以下「協定事業者」という。）との相互連携により、公社収穫事業の計画的な推進及び協定事業者の経営体質強化・規模拡大による原木生産の拡大を推進します。

2 制度の概要

制度の概要は以下のとおりです。詳細は「公社分収林収穫事業に係る専門班設置制度実施要綱」をご確認ください。

- ① 公社が専門班の設置を希望する事業者を公募
- ② 事業者から申請があった場合、公社は審査のうえ選定した事業者との間で協定書を締結
- ③ 協定事業者は公社と協議のうえ、専門班の事業計画を作成
- ④ 協定事業者は事業計画に基づき公社収穫事業を推進
- ⑤ 公社は協定事業者による収穫事業の円滑な実施に必要な支援を実施

専門班 ⇒ 専ら公社収穫事業を行う作業班



制度イメージ図

第2 公募

1 公募の期間

令和2年9月3日（木） ～ 令和2年12月25日（金）

2 公募資格

公募に参加できる事業者は、島根県内に主たる営業所が所在し、かつ、次のいずれかに該当する者とします。

- ①「島根林業魅力向上プログラム（平成30年3月7日付け林第1094号）」の第2に基づく登録を受けた事業者
- ②「林業労働力の確保の推進に関する法律（平成8年3月24日法律第45号）」の第5条に基づく認定を受けた事業者

3 公募内容

公社収穫事業に係る専門班設置を行う事業者

第3 応募手続き

1 応募に必要な提出書類

- （1）公社収穫事業に係る専門班設置の申請書
- （2）公社収穫事業に係る専門班設置に関する協定書
- （3）公社収穫事業に係る専門班台帳

2 応募申請書類の提出先及び問い合わせ先

【東部地域】公益社団法人島根県林業公社

〒690-0876 松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階

TEL：0852-32-3186 FAX：0852-21-4375

E-mail：shinrin@forestry-shimane.or.jp

担当：森林管理課 萬代（ばんだい） 帯刀（たてわき）

【西部地域】公益社団法人島根県林業公社西部事務所

〒694-0052 大田市久手町刺鹿540番地1 大田市木材市場協同組合2階

TEL：0854-83-7175 FAX：0854-86-8175

E-mail：seibu@forestry-shimane.or.jp

担当：森林管理スタッフ 椿（つばき） 持田（もちだ）

3 審査結果の通知

公社で審査のうえ、決定します。

審査結果は、申請者全員に対して、審査後速やかに通知します。